

労働委員会事務局 行政手続オンライン化推進方策【総括表】

1 実施計画（令和3年度～令和5年度）

(1) 年間 400 件以上の申請等がある手続（以下、主要手続）
該当なし

(2) 総手続

令和3年度は、新たに**3**手続 をオンライン化。

令和4～5年度は、新たに**1**手続（**15**→**16**）をオンライン化し、オンライン実施率 **+1.2%**（**17.2%**→**18.4%**）を目指す

オンライン化実績（R3）

区分	手続数	オンライン実施		
		R3初	R3末(ア)	差引
対象手続	24	5	5	+0
主要手続	0	0	0	+0
主要手続以外	24	5	5	+0
実績なし手続	63	7	10	+3
総計	87	12	15	+3

オンライン化実施計画（R4～R5）

区分	手続数 (A)	オンライン実施			上段：手続数(B)		合計
		R4初(イ)	R4末	差引	R5末	差引	
対象手続	22	6 (27.3%)	6 (27.3%)	+0 (+0.0%)	6 (27.3%)	+0 (+0.0%)	±0 (±0.0%)
主要手続	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	+0 (+0.0%)	0 (0.0%)	+0 (+0.0%)	±0 (±0.0%)
主要手続以外	22	6 (27.3%)	6 (27.3%)	+0 (+0.0%)	6 (27.3%)	+0 (+0.0%)	±0 (±0.0%)
実績なし手続	65	9 (13.8%)	10 (15.4%)	+1 (+1.6%)	10 (15.4%)	+0 (+0.0%)	+1 (+1.6%)
総計	87	15 (17.2%)	16 (18.4%)	+1 (+1.2%)	16 (18.4%)	+0 (+0.0%)	+1 (+1.2%)

※(ア)と(イ)との数値の差は、手続の廃止・追加・移管や年間処理件数の増減等によるもの

2 推進体制

区分	職務	担当職
オンライン化推進責任者	本推進方策にかかる行政手続オンライン化の責任者	労働委員会事務局長

3 令和4年度～令和5年度でオンライン化に取り組む手続 : 別紙1のとおり

4 オンライン化に向けて継続的に検討が必要な手続（主要手続のうち「3」以外） : 該当なし

5 令和3年度にオンライン化を実施した手続 : 別紙3のとおり